

中小企業家同友会全国協議会 御中

2020年7月9日

一般社団法人東京中小企業家同友会

代表理事 三宅一男

副代表理事・政策渉外部長 矢倉 保吏

「永久劣後ローン」について東京同友会の見解

今後長期化が懸念されるコロナ禍の影響や、価値観の変化、消費動向の変化など不可逆的な変化への対応を進めている今般の状況下で、返済猶予期間で業績の回復が果たせないケースも想定される中、資本性劣後ローンへの注目が高まっています。

資本性ローンとは、期日到来時まで返済不要であり、かつ会社清算時には回収が劣後となるローンであり、資本金とみなすことができることから、バランスシートの改善や金融機関からの追加融資が受けやすくなるなどの効果が見込まれ、中長期的な事業改善の取り組みを後押しする制度として期待されています。東日本大震災以降、地域金融機関による資本性劣後ローンの実施例もあり、日本政策金融公庫でも実施件数を拡大しています。

一方で金融機関にとっては、会社清算時に回収が期待できない融資となることから、従前から慎重な審査を行っており、またその審査能力やノウハウを有する金融機関は限られています。このことから中小企業家同友会全国協議会が5月25日に「永久劣後ローンに関する緊急要望・提言」を発表し、政府による買取機構を設置することで財源の裏付けを行い、実施件数を大幅に増やすよう、要望提言を行いました。

政府では第二次補正予算において「財政投融资計画の追加」の中で資本性劣後ローンの供給強化を図ると発表しました。その対象は、スタートアップ支援や事業再生などの場面を想定しており、支援の実効性が期待できる企業を選別する審査に重点をおいています。

双方において、中長期的な中小企業の事業改善を支援する制度として活用する点では共通しており、要望が一定実現したとして、その動向を見守るのが適切であると考えます。今後、資本性ローンによる支援を必要とする企業に十分な支援を行うことが困難である状況が発現した際に、改めて中小企業憲章の理念に基づき、中小企業、小規模企業、地域企業をターゲットとしたルールメイキングを検討することが現段階では望ましいと考えます。

東京同友会では、コロナ危機の長期化を想定しつつも、中小企業・小規模企業の事業継続、業績回復、事業改善を後押しする視点から、流動性の確保を今後も最優先にした緊急時における中小企業の金融環境整備を政府に対し提言していくことを呼びかけます。

以上